

令和7年8月27日

長野市上下水道事業経営審議会資料

下水道使用料について

長野市上下水道局



イメージキャラクター
みずなちゃん

ご説明する内容

- 1 下水道使用料の基本的な考え方
- 2 本市における下水道使用料の現状
- 3 本市における下水道使用料の見直しについて

※資料中の数値は、断りがない限り令和6年度の実績値です。

1 下水道使用料の基本的な考え方



下水道使用料の基本的な考え方

1 独立採算（地方公営企業法第17条の2）

原則として、地方公営企業の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2 料金（下水道使用料）の決定（地方公営企業法第21条）

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

3 使用料設定の考え方

使用料収入の総額＝経費の総額（総括原価方式）

使用料設定の考え方

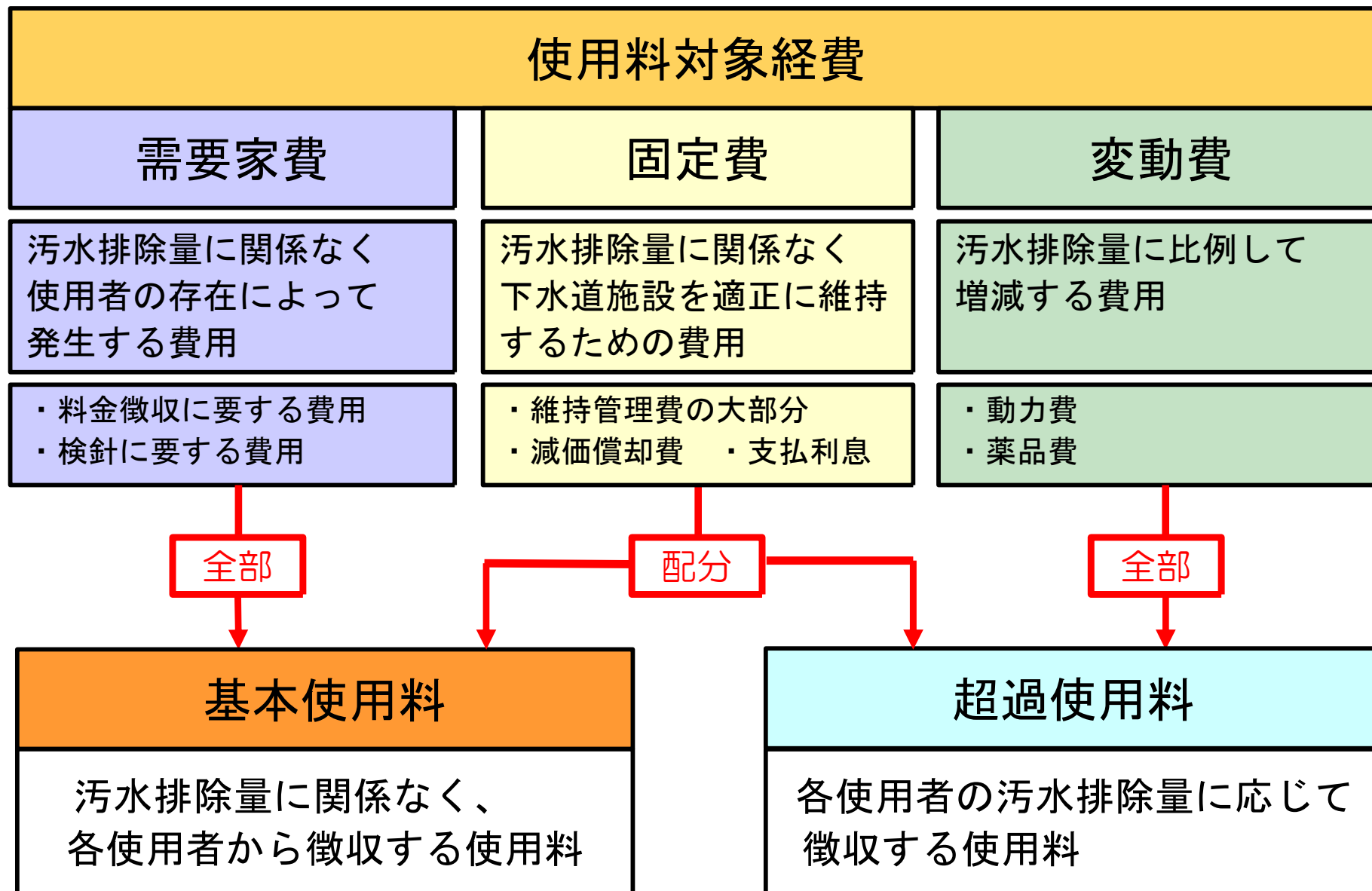
総括原価方式

経費の総額（使用料対象経費）＝使用料の総額

汚水処理費	維持管理費	・管渠費 ・処理場費 ・人件費 ・動力費 ・委託料 等	使用料対象経費	下水道使用料
	資本費	・減価償却費 ・企業債支払利息 等		
雨水処理費		・雨水処理に要する経費（雨水渠建設に伴う元利償還金等）	公費負担	一般会計繰入金

使用料体系の設定

総括原価（使用料対象経費）の配分



基本使用料

基本水量制

一定の範囲内の汚水排除量について、超過使用料を徴収せず、定額の基本使用料のみの負担とする使用料設定の方法

基本水量制の目的

日常生活の上で最低限必要な汚水排除量を考慮

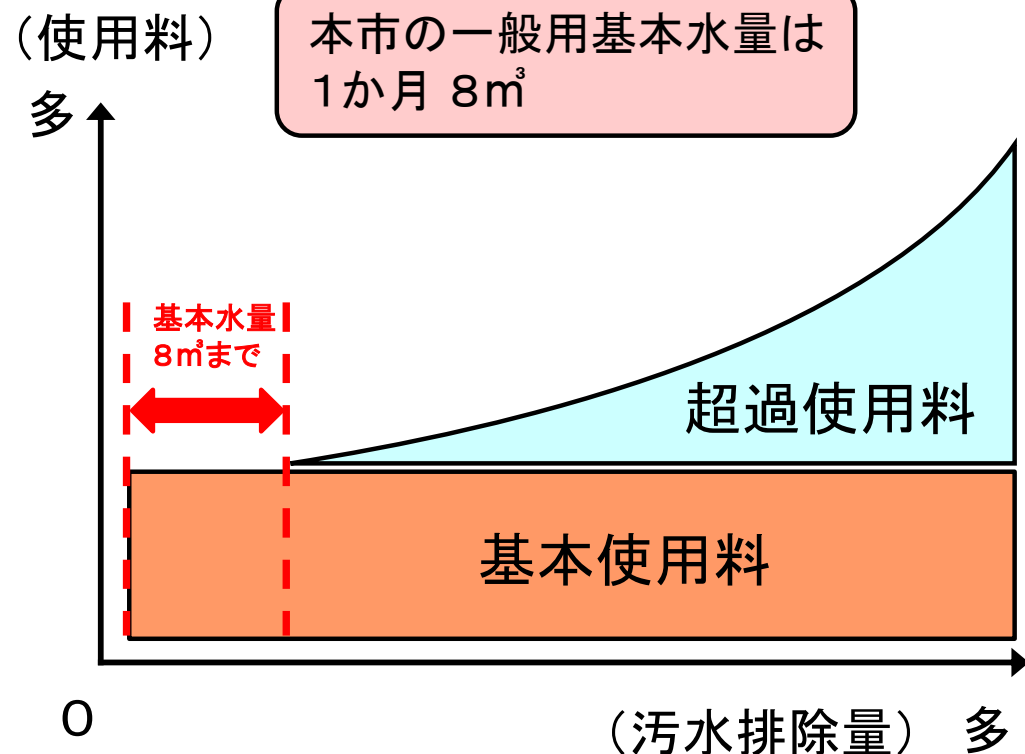
他の中核市の基本水量設定

8m ³ 未満	4市
8m ³	7市
10m ³	17市
基本水量制未採用	33市

(令和6年4月1日現在 豊橋市調査)

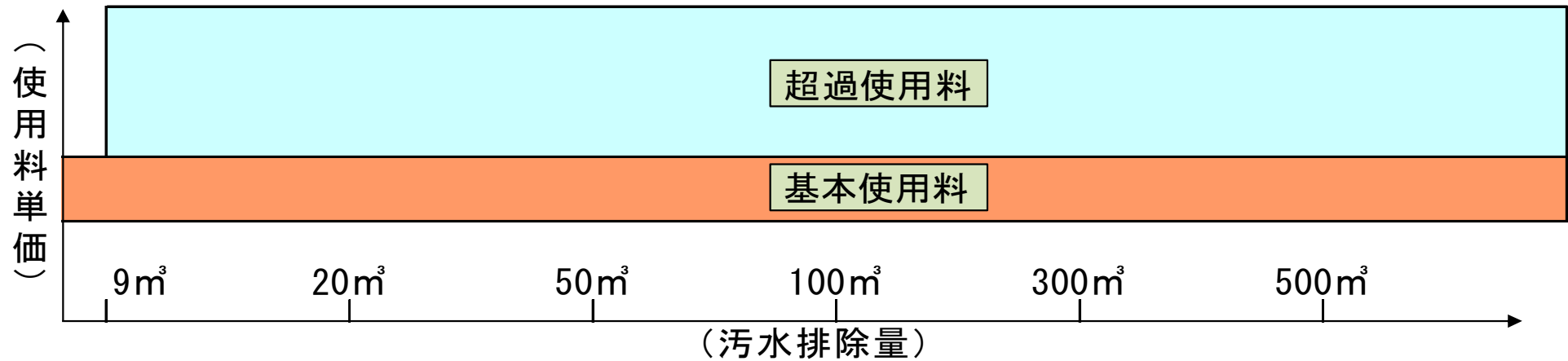
(使用料)
多

本市の一般用基本水量は
1か月 8m³

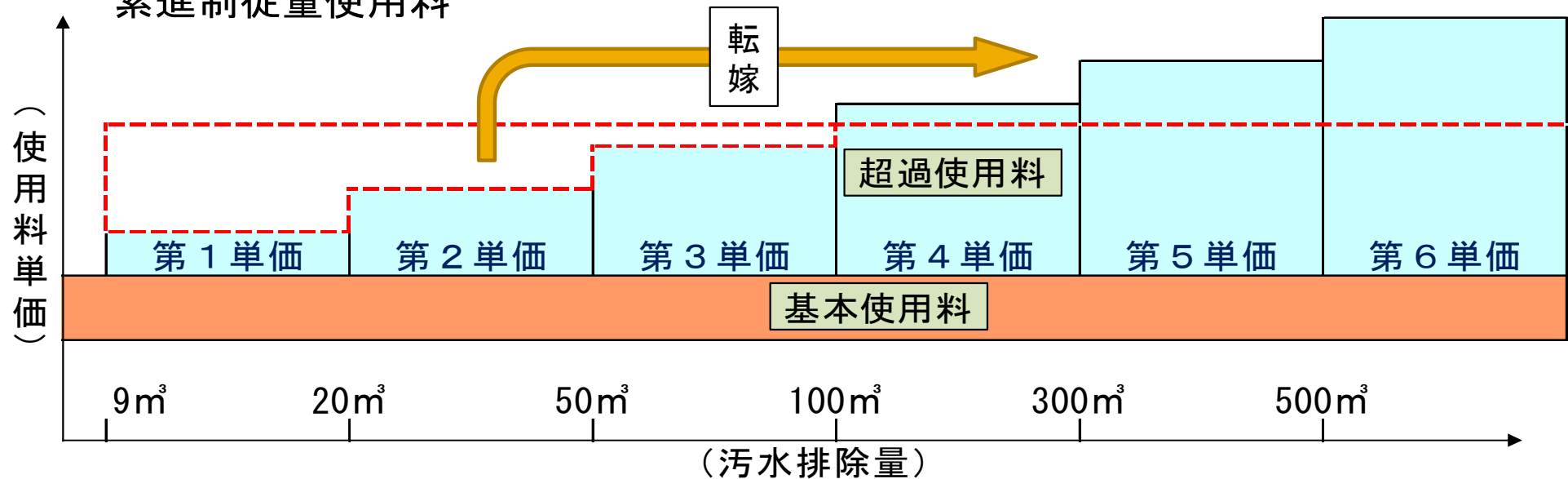


超過使用料

均一料金制従量使用料



累進制従量使用料



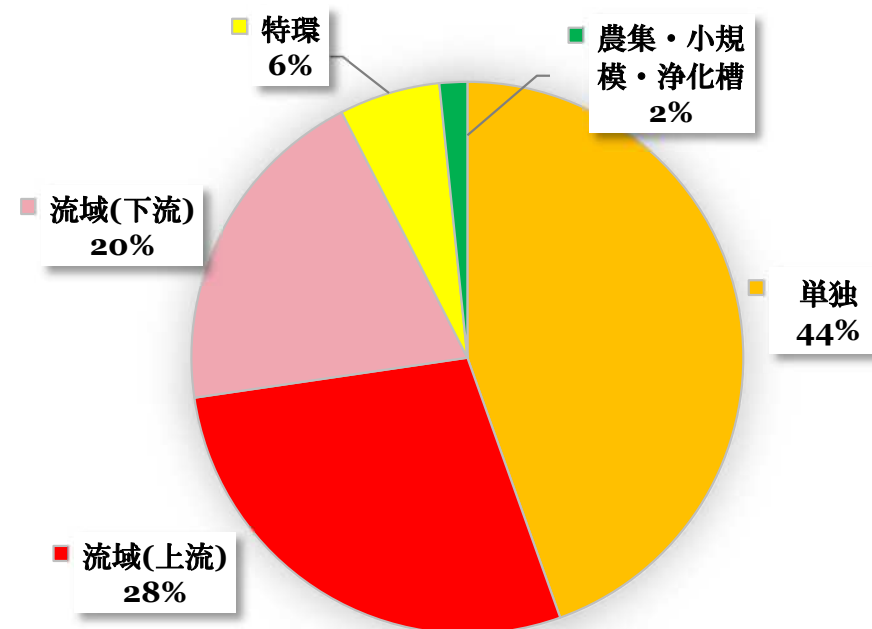
2 本市における 下水道使用料の現状



下水道使用料収入（令和6年度実績）

（単位：千円、税込）

下水道事業の区分		下水道使用料収入
公共下水道	単独公共下水道	3,488,939
	流域関連公共下水道(上流)	2,205,924
	流域関連公共下水道(下流)	1,550,923
特定環境保全公共下水道		462,644
農業集落排水		95,401
小規模排水		918
浄化槽	個別排水	1,806
	特定地域生活排水	28,782
合 計		7,835,337



H21. 4～

下水道事業の統合を行い各事業の使用料を「下水道使用料」に一本化

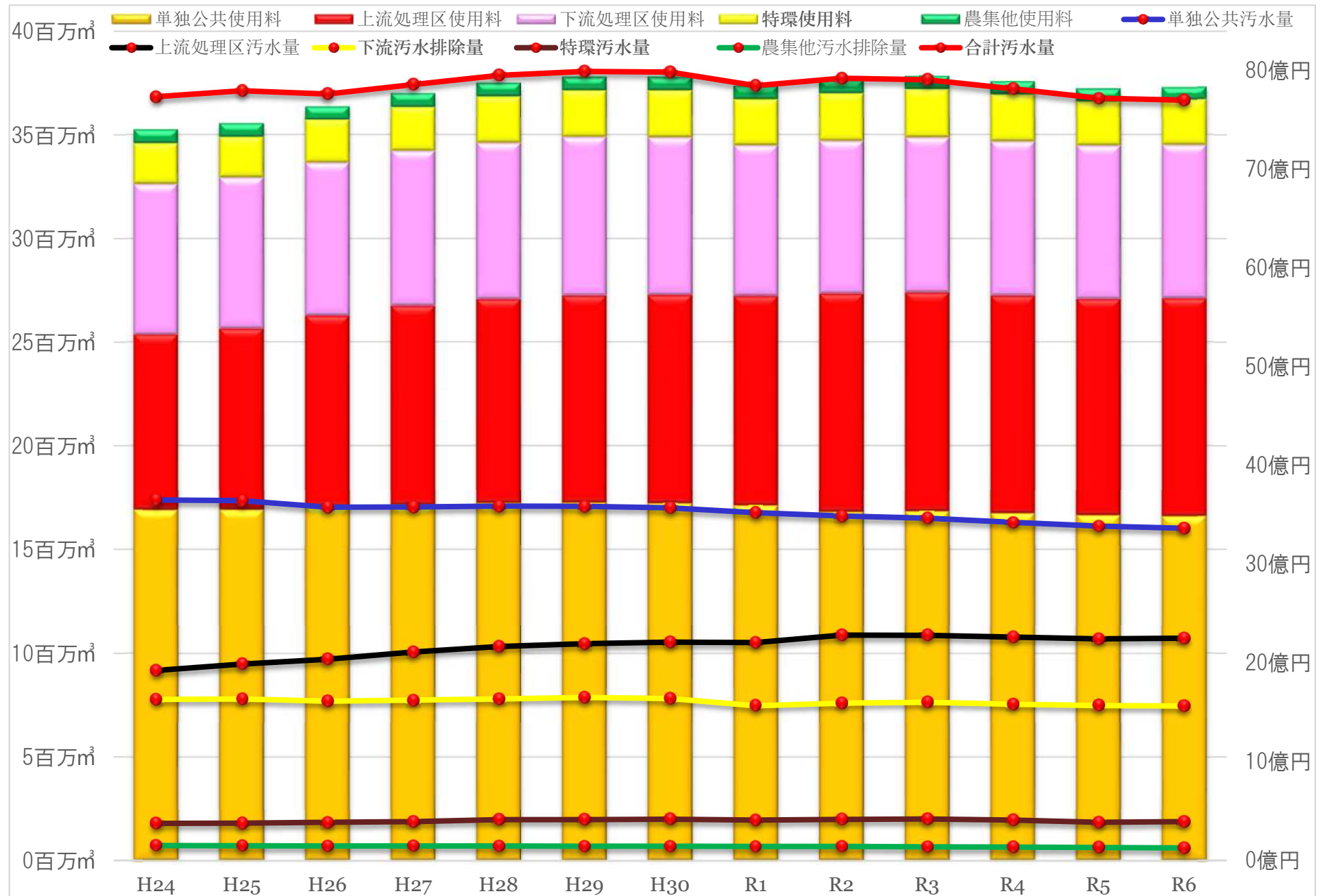
下水道使用料表

- ・平成18年6月1日改定（改定率8.00%）
- ・令和元年10月1日 消費税率8%→10%に伴う改定

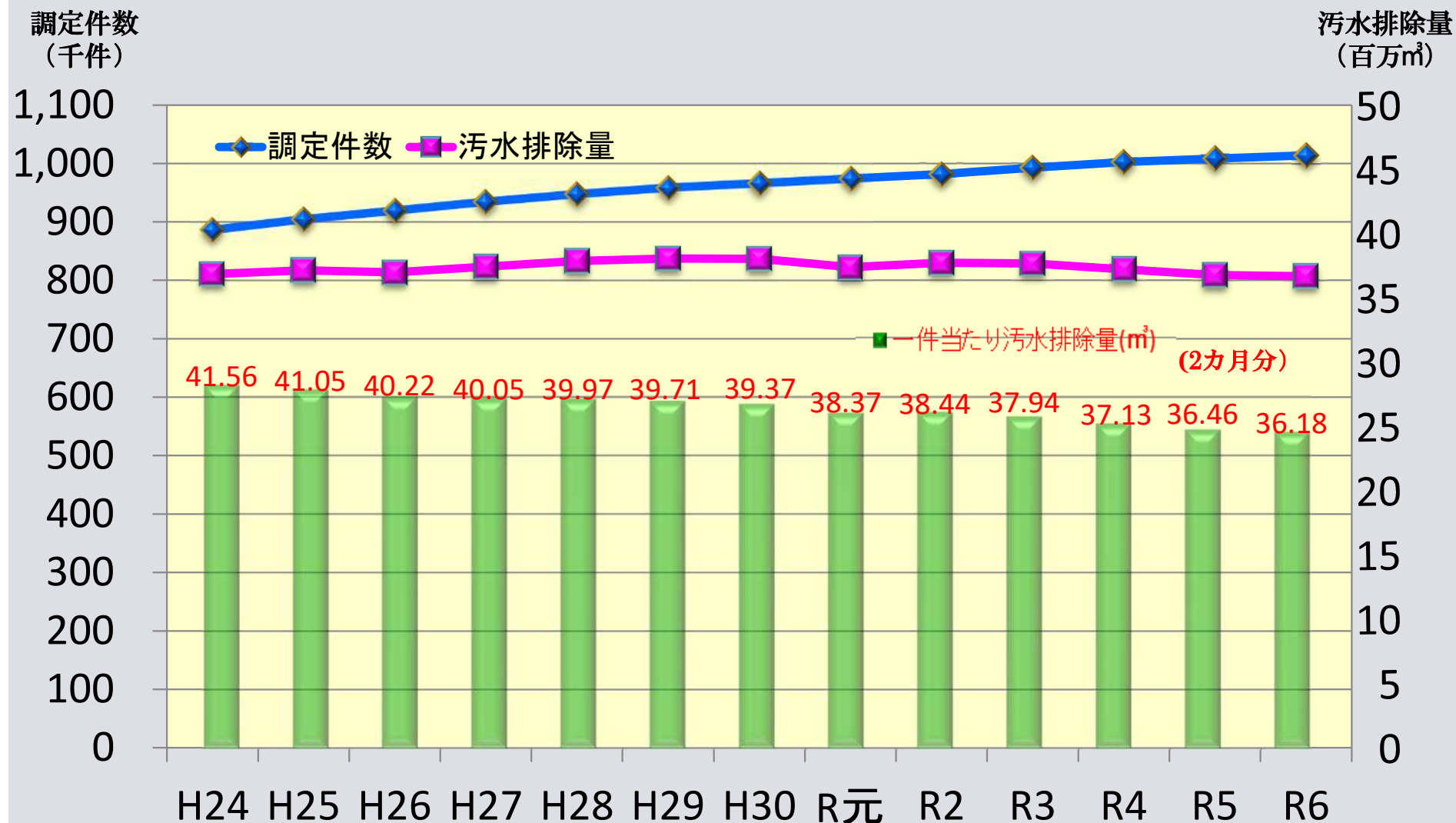
（1か月・税込）

種別	基本使用料		超過使用料（1m ³ につき）		
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般汚水	8m ³ まで	1,488.3	9 ～ 20	170.5	6段階
			21 ～ 50	194.7	
			51 ～ 100	227.7	
			101 ～ 300	259.6	
			301 ～ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
別荘汚水	10m ³ まで	1,829.3	11 ～ 20	170.5	6段階
			21 ～ 50	194.7	
			51 ～ 100	227.7	
			101 ～ 300	259.6	
			301 ～ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,111.0	9 ～ 1,200	23.1	2段階
			1,201 以上	44.0	

汚水排除量と使用料の推移



1 調定当たり汚水排除量の推移



3 本市における下水道使用料の見直しについて



適正な使用料の検討

下水道使用料は、地方公営企業法に基づき、健全経営を確保することができるものでなければならないことから、定期的に見直す必要がある。

使用料算定の期間

日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、収支予測の確実性を失うこととなる。

日本下水道協会が発行した「下水道使用料算定の基本的考え方」において、使用料の算定期間は「概ね3年から5年」とされており、本市では、下水使用料の算定期間を4年間としている。

下水道事業の現状

下水道事業は、施設整備を中心とした建設の時代から、維持管理や改築を含めた一体的な管理運営の時代へと移行している。

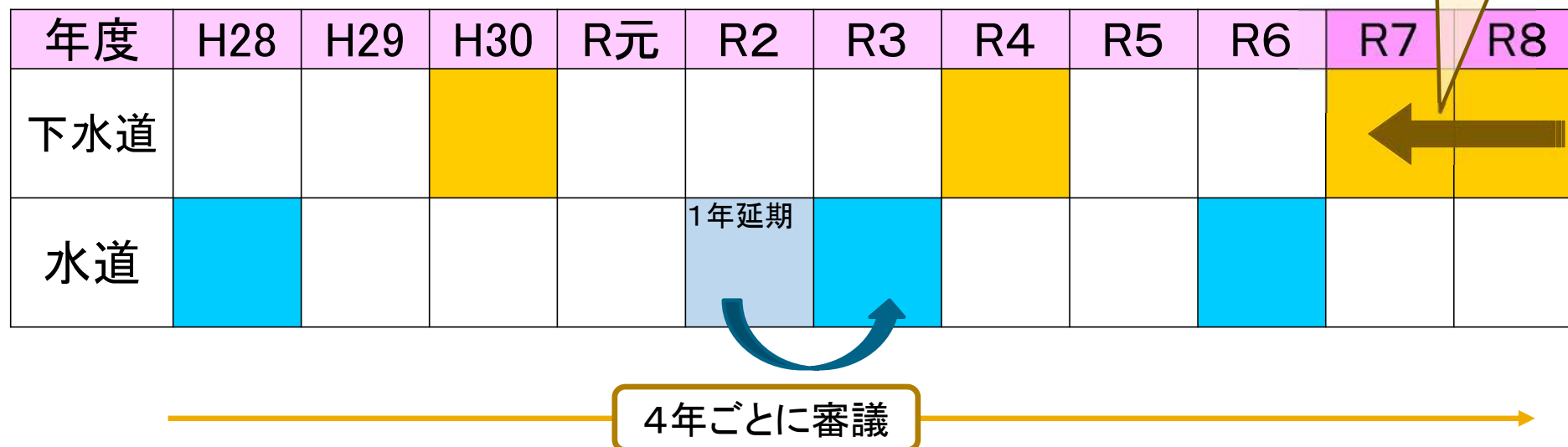
近年、人口減少に伴う有収汚水量の減少を始め、物価上昇およびエネルギー価格の高騰、頻発する自然災害や施設の老朽化による破損リスクの増加など、経営環境は厳しさを増している。

1 下水道使用料の算定手順

- ① 下水道使用料の算定期間を決定
- ② 財政推計(概ね10年以内の中期経営予測)に基づき、算定期間の経費総額(＝算定期間の料金収入総額)を求める。
- ③ 下水道使用料の料金表を決定

2 下水道使用料審議のサイクル

十分な審議期間を確保するため、前年度から審議を始める



使用料見直しのポイント

過去の審議会答申における主な意見

- ①「長野市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、経費削減と経営効率化を図るとともに、経費回収率(*)100%以上を維持できるよう、使用料の見直しを検討すること。
- ②人口減少による汚水量の減少を見据え、基本使用料の構成割合を検討すること。
- ③使用者間の負担の公平性から、基本水量制及び累進使用料体系の在り方を検討すること。
- ④将来の施設更新費用に備えた積立てについて検討すること。等

* 経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標

検討のポイント

- ① 安定的に事業を継続していくため、財政推計に基づき 自立・安定した経営基盤を築くことが可能であるか
- ② 将来世代に過度な負担を残さないこと(負担の公平性)
- ③ 時代に合った 適正な使用料体系であるか(基本水量、累進性従量料金)
- ④ 中長期の改築(更新)計画に基づき、資産維持費(*)の原価算入の必要

* 資産維持費とは、施設更新時の物価上昇や高規格化(耐震化等)に伴う価格上昇を補うための費用

下水道使用料の改定の状況

(税抜)

	基本使用料及び超過使用料単価		平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日
一般汚水	基本使用料(円)		1,010	1,170	1,263	1,353
	超過使用料 (円)	9 m ³ から 20 m ³ まで	110	130	140	155
		21 m ³ から 50 m ³ まで	130	150	162	177
		51 m ³ から 100 m ³ まで	158	178	192	207
		101 m ³ から 300 m ³ まで	185	205	221	236
		301 m ³ から 500 m ³ まで	213	229	247	262
		501 m ³ 以上	233	247	267	282

	平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日
累 進 度 ※	2.12	1.90	1.91	1.82
一般汚水を1月に20m ³ 排除した料金(円)	2,330	2,730	2,943	3,213

※(最も高い超過使用料単価)÷(最も低い超過使用料単価)